

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会新入学祝金支給規程

平成20年3月27日

規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、ひとり親家庭等において、小学校及び中学校の新入学を迎える児童・生徒を養育している者（以下「保護者」という。）に対し、新入学祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、小学校及び中学校新一年生の夢ふくらむ学校生活を支援し、児童・生徒が心身ともに健全に育成されることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 祝金は、本市に居住する次の保護者に対して支給する。

- (1)ひとり親家庭
- (2)祖父母家庭
- (3)ふたり親家庭で、両親のどちらかに障がいがある家庭

(支給申請)

第3条 祝金の支給を受けようとする保護者は、直接又は関係団体を通して、新入学祝金支給申請書（様式第1号）により会長に申請しなければならない。

(支給決定)

第4条 会長は、支給申請者が支給対象者であるときは、祝金を支給することができる。

(祝金の額)

第5条 祝金の額は、新入学児童・生徒一人につき5,000円とする。

(祝金の返還)

第6条 会長は、偽り、その他不正の手段により祝金の支給を受けた者があるときは、すでに支給した祝金の返還を命ずることができる。

(その他)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。